

令和7年度「移住者の受入環境づくりサポート事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

移住者の受入環境づくりサポート事業

2 事業概要

空き家の利活用について広く啓発し、空き家バンクを運営する市町村に対してアドバイザーによる課題解決に向けた支援を実施することにより、宮崎県への移住者の受入に欠かせない「住まい」に関する環境づくりを進める。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務の内容

(1) 空き家利活用啓発事業

県内に所在する空き家の所有者等を対象として、空き家利活用の専門家による具体的な修繕・解体の費用や活用事例、空き家バンクへの登録方法などを説明する講演会を開催すること（3回を予定）。

ア 講演会の企画立案

- ・空き家活用の啓発セミナーに加え、参加者同士で空き家の悩み解決のための意見交換ができるグループワークなどを実施し、活用のヒントや空き家問題を考えるきっかけとなるプログラムを企画・提案し実施すること。
- ・講演会については、県内3地域（県央・県西・県北）で開催し、開催日程及び会場は、県と協議の上、決定すること。なお、会場使用料が発生する場合は委託料で対応すること。
- ・講演会のうち1回については、オンラインで配信するとともに、アーカイブ用に動画を編集すること。なお、アーカイブ動画は、受託者のホームページ等に掲載し情報発信を行うこと。

イ 開催における具体的な業務

- ・講演会の運営（日程調整、司会進行、講師1名（専門家等）、参加者からの個別の相談等に対応できるスタッフ5名程度の手配等含む。）
- ・資料作成、印刷、配布
- ・会場設営、機材設置等

- ・プロジェクター、スクリーン等必要な機材の手配

ウ 広報及び参加者募集

- ・多くの空き家所有者に参加していただくため、広報及び参加者の募集を行うこと。
- ・広報にあたっては、新聞広告への掲載や市町村発行の広報誌などを活用すること。
- ・講演会については、広報用チラシ（A4版、各200枚）を作成すること。印刷前に1回以上県への校正の機会を設けることとし、チラシデータ（PDF）についても県に提供すること。
- ・参加希望者からの参加申込先・問い合わせ先については、基本的に県及び開催地市町村とするが、必要に応じて県と協議し、受託者で対応すること。

エ アンケートの実施

- ・参加者に対しアンケートを実施し、取りまとめること。

（2）空き家アドバイザー派遣事業

空き家バンクを運営する市町村へ専門的知識を持つアドバイザーを派遣し、課題の整理とその解決に向けて、各地域の特徴に応じたフォローアップを実施すること。

ア 派遣先市町村

- ・6市町村程度とし、派遣先は県と協議の上決定する。

イ アドバイザー派遣における具体的な業務

- ・アドバイザーとなる専門家を手配し、派遣先市町村と訪問日程を調整すること。
- ・アドバイザーは、空き家問題トータルコンサルタントや司法書士等の不動産専門家の資格を持つ者など最低2名を確保し、6市町村に各5日程度派遣すること。各派遣日のアドバイザーの人数は、アドバイスの実施内容により決定する。
- ・アドバイザーは、派遣先市町村の課題を聞き取った上で、支援計画書を作成し、問題解決のための支援（市町村が行う移住者向け空き家の掘り起こしから物件案内、契約までに生じる課題の整理・解決支援、市町村が空き家所有者から受ける相談に対するサポート等）を行うこと。

ウ アンケートの実施

- ・派遣先市町村担当者に対しアンケートを実施し、取りまとめること。

（3）各種経費の支払い

本事業の実施に当たって必要な費用（委託費に含まれている）について、関係機関及び関係者へ支払うこと。

なお、関係機関や関係者に支払を行う場合は、関係機関等から領収書等を徴収した上で、支払額の根拠を証明書類で明らかにすること。

（4）事業完了報告書の作成

事業完了後、実施結果及びアンケート結果等を報告書として提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 収支報告書 等

※なお、本事業により新たに制作した制作物の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

5 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (5) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上定めるものとする。